

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

なお、税務署の窓口で相続税の申告書を提出していただく場合には、本人確認書類の写しを添付せずに、本人確認書類を提示していただいても構いません。

また、下記「2」書類と重複するものがある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 ^(注1) の写し ・通知カードの写し ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り。）
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ^(注2) ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 ^(注1) の写し ・運転免許証の写し ・身体障害者手帳の写し ・パスポートの写し ・在留カードの写し ・公的医療保険の被保険者証の写し

(注) 1 マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。

2 上記以外の書類により身元確認が可能な場合もありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) 一般の場合（(2)～(9)の特例等の適用を受けない場合）

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注1)
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） ^(注1)
④	相続時精算課税適用者がいる場合には、次の書類 ・被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ・相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ^(注2)

(注) 1 ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

2 相続時精算課税適用者が平成27年1月1日において20歳未満の者である場合には、提出不要です。

(2) 配偶者の税額軽減（10 ページ参照）の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(3) 小規模宅地等の特例（15 ページ参照）の適用を受ける場合^(注1)

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）							
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し							
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）							
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）							
⑤	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">特定居住用宅地等^(注2)に該当する宅地等</td> <td>1</td> <td>特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合[17ページの[特定居住用宅地等の要件]①の3の親族が特例の適用を受ける場合] イ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。） ロ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（15ページの(注)3に該当する場合） イ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害者福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類</td> </tr> </table>	特定居住用宅地等 ^(注2) に該当する宅地等	1	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）	2	被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合[17ページの[特定居住用宅地等の要件]①の3の親族が特例の適用を受ける場合] イ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。） ロ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類	3	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（15ページの(注)3に該当する場合） イ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害者福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類
特定居住用宅地等 ^(注2) に該当する宅地等	1		特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）					
	2		被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合[17ページの[特定居住用宅地等の要件]①の3の親族が特例の適用を受ける場合] イ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。） ロ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類					
	3	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（15ページの(注)3に該当する場合） イ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害者福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類						

(前ページからの 続き)	(イ) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (ロ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（(イ)の有料老人ホームを除きます。） (ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限りません。）又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居
⑥ 特定事業用宅地等に該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦ 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	イ 特例の対象となる法人の定款（相続開始の時に効力を有するものに限りません。）の写し ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類（特例の対象となる法人が証明したものに限りません。）

(注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分(⑤～⑦)に応じ、それぞれ⑤～⑦に掲げる書類を提出してください。
2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合には、⑤の1に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出（被相続人の配偶者が特例の適用を受ける場合は提出不要です。）するとともに、⑤の2又は3の場合に該当するときには、それぞれ⑤の2又は3に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。

(4) 特定計画山林の特例（18 ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤ 市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
⑥ その他特例の適用要件を確認する書類

(5) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（20 ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ その他特例の適用要件を確認する書類

(6) 農地等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（21 ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 相続税の納税猶予に関する適格者証明書
⑤ 担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例農地等の場合） ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産税評価証明書など特例農地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

(注) 特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地について、農地等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合には、「特定貸付けに関する届出書」及びその添付書類を相続税の申告書に添付して提出します。
※ 特定貸付けを行った日の翌日から2か月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となる場合で、申告書に届出書を添付して提出ができないときには、申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出し、届出書は特定貸付けを行った日から2か月以内に提出します。

(7) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（25 ページ参照）の適用を受ける場合

① 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
② 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し
⑤ 会社の定款の写し
⑥ その他特例の適用要件を確認する書類
⑦ 担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例非上場株式等の場合） (1) 株式の場合 イ 株券発行会社の場合 ・供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） ロ 株券不発行会社の場合 ・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※ 質権設定後に、会社法第149条第1項の書面を提出する必要があります。 (2) 出資の持分の場合 ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受ける経営承継相続人等が持分の全部を担保提供する場合には限りません。）

(注) 詳しくは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート」（83、84 ページ）をご覧ください。

(8) 山林についての相続税の納税猶予及び免除の特例(31 ページ参照)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	特例の適用要件に該当することについての市町村長の証明書及び農林水産大臣の証明書並びに農林水産大臣の確認書
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し及びその森林経営計画の市町村長等の認定に係る通知の写し
⑥	森林法第17条第2項の届出書の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの(担保が特例山林の場合) ・登記事項証明書(登記簿謄本) ・固定資産税評価証明書など特例山林の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類(抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書)を提出する旨の届出書

(9) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除の特例(35 ページ参照)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	認定医療法人の定款の写し(厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類)
⑤	認定医療法人の認定移行計画の写し
⑥	相続開始の直前及び相続開始の時ににおける認定医療法人の出資者名簿の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合	
⑦	認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」(認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限ります。)の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合	
⑧	相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時ににおけるその認定医療法人の出資者名簿の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合(認定医療法人が基金抛外型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として抛出したときに限ります。)	
⑨	基金抛外型医療法人の定款(認定医療法人から基金抛外型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。)の写し
⑩	その他特例の適用要件を確認する書類
医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合	
⑪	担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの(担保が特例の適用に係る認定医療法人の持分の場合) ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例の適用に係る認定医療法人が、相続人等が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の4第1項第3号に規定する書類

(注) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合には、①～⑥及び⑪に掲げる書類を、医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合には、①～⑨に掲げる書類(⑨については、一定の場合に限ります。)を提出してください。

3 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請(45 ページ参照)を行う場合

①	・延納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・担保目録及び担保提供書 ・不動産等の財産の明細書
②	担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの(担保が土地の場合) ・登記事項証明書(登記簿謄本) ・固定資産税評価証明書など土地の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類(抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書)を提出する旨の申出書

(注) 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請(46 ページ参照)を行う場合

①	・物納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・物納財産目録
②	・物納手続関係書類(登記事項証明書(登記簿謄本)、公図、所在図その他必要な書類)

(注) 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。